

令和 3 年度

内部統制評価報告書

令和 4 年 8 月  
唐津市

唐津市長 峰 達郎 は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

## 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

唐津市長 峰 達郎 は、唐津市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「唐津市内部統制基本方針」（令和 3 年 4 月 1 日）及び「唐津市内部統制事務処理マニュアル」（令和 3 年 4 月 1 日）を策定し、当該方針等に基づき財務に関する事務に係る内部統制の整備及び運用を行っております。

内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

## 2 評価手続

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までを評価対象期間、令和 4 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

## 3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した結果、本市の財務事務に係る内部統制は表 1 のとおりです。

(1) 整備状況の評価結果

評価基準日において整備上の不備を1件把握したため、有効に整備されていないと判断しました。

①整備上の重大な不備 1件

②整備上のその他の不備 なし

なお、評価により把握した整備上の不備については、令和4年4月1日に是正されていることを確認しました。

(2) 運用状況の評価結果

評価対象期間中において運用上の不備を36件把握したため、有効に運用されていないと判断しました。

①運用上の重大な不備 24件

②運用上のその他の不備 12件

上記(1)及び(2)の評価結果から、本市の内部統制については「有効に機能していない」と判断しました。

※ 重大な不備……住民や事業者等に直接影響があるもの

※ その他の不備…上記「重大な不備」以外のもの

《表1》

整備状況	運用状況
評価基準日 (R4.3.31)	評価対象期間 (R3.4.1~R4.3.31)
<b>重大な不備 1件</b> (1) 契約 1件 ・経済観光部商工振興課	<b>重大な不備 24件</b> (1) 収入 2件 ・都市整備部道路河川管理課 ・相知市民センター総務・福祉課 (2) 支出 14件 ・政策部情報政策課 ・未来創生部文化振興課 ・市民部清掃センター ・保健福祉部保健医療課 ・都市整備部都市計画課 ・浜玉市民センター総務・福祉課 ・巖木市民センター総務・福祉課(2件) ・北波多市民センター総務・福祉課 ・北波多市民センター産業・教育課 ・鎮西市民センター総務・福祉課 ・鎮西市民センター産業・教育課 ・教育委員会学校支援課(2件) (3) 債権管理 3件 ・都市整備部道路河川管理課(3件)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 財産管理 5件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産部農地林務課</li> <li>・都市整備部都市計画課</li> <li>・都市整備部建築住宅課</li> <li>・都市整備部道路河川管理課 (2件)</li> </ul> </li> </ul>
その他の不備 なし	<p><b>その他の不備 12件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 現金取り扱い 2件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市整備部道路河川管理課</li> <li>・相知市民センター産業・教育課</li> </ul> </li> <li>(2) 収入 3件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部総務課</li> <li>・未来創生部文化振興課</li> <li>・都市整備部都市計画課</li> </ul> </li> <li>(3) 支出 5件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済観光部観光課</li> <li>・都市整備部道路河川管理課</li> <li>・鎮西市民センター産業・教育課</li> <li>・教育委員会教育総務課</li> <li>・教育委員会学校支援課</li> </ul> </li> <li>(4) 財産管理 1件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市整備部道路河川管理課</li> </ul> </li> <li>(5) その他 1件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボートレース企業局総務管理課</li> </ul> </li> </ul>

#### 4 不備の内容と再発防止策（是正）に関する事項

内部統制の評価手続において、37件の不備（重大な不備25件、その他の不備12件）を把握しました。

不備の概要については表2及び表3のとおりです。

詳細については、附属資料に「不備の内容及び再発防止策」を添付しています。

なお、整備上の重大な不備の是正措置として、唐津市公有財産規則の一部を改正し、令和4年4月1日時点において是正されていることを確認しました。

《表 2》

「重大な不備」一覧（概要）

	部課等名	リスク	不備の内容	再発防止策
1	経済観光部 商工振興課	契約手続きにおける不適切事務	平成24年度に締結した賃貸借契約に係る契約内容について不備があり、公有財産規則との整合ができていなかったもの	弁護士相談を行い、契約内容、貸付料を見直し、公有財産規則改正を行った。
2	都市整備部 道路河川管理課	督促手続きにおける不適切事務	市道等占用料の未納者に対し督促状は発送しているが、督促手数料は徴収していなかったもの	管理台帳を作成し、関係法令等に基づき督促手数料を徴収する。
3	相知市民センター 総務・福祉課	誤徴収（システム入力漏れ）	有線テレビジョン解除申請書が提出されていたが、システムへの解除入力漏れにより誤徴収をしていたもの	申請書提出時に随時システムへ入力し、翌月の調定前に担当による再確認後、他の職員での確認を徹底した。
4	政策部 情報政策課	支払遅延	賃貸借業務において、業務完了したにも関わらず、契約保証金の還付を失念していたもの	リスト等を作成し、課内で情報共有することで、再発防止に取り組む。
5	未来創生部 文化振興課	支払遅延	納入通知書を受領していたが、支払いを失念していたもの	定期的な確認だけでなく随時確認を行い、事務事業の進捗状況の把握、チェックリストを作成し再発防止に努める。
6	市民部 清掃センター	支払遅延	契約保証金の還付に関する事務の認識が不足していたため支払い（還付）が遅れたもの	チェックリストを作成し、進捗管理、チェック体制を強化した。
7	都市整備部 都市計画課	支払遅延	委託業務の報告書及び請求書を受け取っていたにも関わらず支払等事務を怠っていたもの	チェックリストや台帳等を作成し、複数職員で確認を行うようチェック体制を強化した。
8	浜玉市民センター 総務・福祉課	支払遅延	消防団員等への福祉共済共済金の交付を受けていたが、申請者へ未払いとなっていたもの	台帳等を作成し、複数職員で確認を行うようチェック体制を強化した。
9	巖木市民センター 総務・福祉課	支払遅延	委託業務終了に伴い返還すべき契約保証金の支払い（還付）を遅延したもの	事務フローを課職員で確認し、予算の執行状況をチェックする。
10	巖木市民センター 総務・福祉課	支払遅延	解体工事終了に伴い返還すべき契約保証金の支払い（還付）を遅延したもの	事務フローを課職員で確認し、予算の執行状況をチェックする。
11	北波多市民センター 総務・福祉課	支払遅延	請求書収受の不適切処理により支払事務を怠り支払いが遅れたもの	チェックリスト等の作成、支払の進捗を管理し複数人で確認を行い再発防止に取り組む。

	部課等名	リスク	不備の内容	再発防止策
12	北波多市民センター 産業・教育課	支払遅延	賃借料の支払い事務を失念していたもの また、謝金の支出漏れをしていたもの	講座の実施状況の確認や支払い予定表を作成し、手続きを行うようチェック体制を強化した。
13	鎮西市民センター 総務・福祉課	支払遅延	請求書が遅れて提出されたため支払い期限がすぎたもの	請求書等の提出状況の把握と、規則等を遵守し、チェック体制を強化した。
14	鎮西市民センター 産業・教育課	支払遅延	業務報告書を受領しているにも関わらず、歯科衛生士への謝礼金の支払いを失念していたもの	健康診断の実施計画表を作成し、複数人によるチェックを行い、再発防止に努める。
15	教育委員会 学校支援課	支払遅延	業務完了後、業務報告書が遅れて提出されたため支払遅延となったもの	相手方と連絡を密にし、書類の提出が遅れないよう取り組む。また、確認表の作成し、再発防止に取り組む。
16	教育委員会 学校支援課	支払遅延	事務引継ぎが不十分であったことや相手方からの請求がなかったため、賃借料の支払い事務を失念していたもの	進捗状況の確認ができるよう業務一覧表を作成し、複数職員でのチェック体制をとる。
17	保健福祉部 保健医療課	支払誤り (支払漏れ)	医療関係者の従事時間の集計を誤ったことに伴い、報償費の額を誤って支払ったもの	チェック体制の見直しと強化を実施した。
18	都市整備部 道路河川管理課	時効管理における不適切事務	時効到来債権の請求を行う不適切な事務処理を行っていたもの	不納欠損処分を行うなど関係法令に基づく適正な債権管理に努める。
19	都市整備部 道路河川管理課	債権回収における不適切事務	平成25年3月分の嘱託職員の給与について、過払いとなっているが、債務者から回収ができていないもの	管理台帳を作成し、聞き取り等の情報収集を引き続き行い、適切な債権回収に努める。
20	都市整備部 道路河川管理課	債権回収における不適切事務	市道等占用料の納入通知書の返戻分について、不達の原因調査等を実施せず、適正な債権回収事務が行われていなかったもの	不達の原因を特定し、適切な債権管理に努める。
21	農林水産部 農地林務課	行政財産貸付における不適切事務	行政財産貸付における使用料の算定において、定期監査にて誤りを指摘されていたにも関わらず、誤った事務処理を行ったもの	担当者以外の職員も書類の確認を行い、再発防止に務める。
22	都市整備部 都市計画課	行政財産貸付における不適切事務	公有財産規則の認識不足により規定に基づく手続きをしておらず、また、庁内で統一性のない不適切な事務処理を行ったもの	関係規則等に基づき、適切な事務処理を行う。台帳等を整備し、適正管理に努める。

	部課等名	リスク	不備の内容	再発防止策
23	都市整備部 建築住宅課	行政財産貸付 における不適 切事務	公有財産規則の認識不 足により規定に基づく 手続きをしておらず、 また、庁内で統一性の ない不適切な事務処理 を行ったもの	関係規則等に基づき、適 切な事務処理を行う。台 帳等を整備し、適正管理 に努める。
24	都市整備部 道路河川管理 課	占用手続きに おける不適切 事務	占用手続きにおいて許 可を得ず占用等を行っ ていた物件に対し、占 用期間、占用料の統一 性がなく、財産の管理 を含め不適切な事務処 理を行っていたもの	関係法令の規定に基づき 適切な事務処理、財産管 理を行う。 台帳等を整備し、適正管 理に努める。
25	都市整備部 道路河川管理 課	占用手続きに おける不適切 事務	市道等占用物件の許可 期間更新の申請漏れに よる無許可占用物件に ついて、占用実態の確 認や催促等を行ってい なかったもの	物件の実態調査を行い適 切な指導するなど、無許 可占用状態の減少に努 め、関係法令に基づき適 切な事務処理に努める。

《表 3》

「その他の不備」一覧（概要）

	部課等名	リスク	不備の内容	再発防止策
26	都市整備部 道路河川管理 課	金融機関への 入金遅延	窓口収納金を翌営業日 の正午までに指定金融 機関へ入金するのを失 念したもの	担当職員、関係職員によ るチェック体制を強化し た。
27	相知市民セン ター 産業・教育課	徴収における 不適切事務 (徴収遅延、 領収書作成)	収納業務委託先へ開庁 日は現金を受けとらな ければならなかったが、 月、水、金曜日しか受 け取りに行かなかつた もの また、領収書の作成に 不適切な事務があつた もの	関係規則及び通知を遵守 し、開庁日は毎日欠かさ ず現金を受領するよう改 善し、領収書についても 適切な収納日を記入す ることとし、再発防止に 努める。
28	総務部 総務課	収入遅延（年 度繰り越し）	担当者等の確認不足に より歳入未済（滞納繰 越）が発生したもの	担当職員、関係職員によ る複数人でのチェック体 制を構築し、納期限が過 ぎたものは、速やかに催 促することとした。
29	未来創生部 文化振興課	収入科目誤り	行政財産の目的外使用 に要する光熱水費等につ いて使用者負担として 徴収しているが、収入 科目を誤って受け入れ たもの	性質に沿った予算計上を 行い、適切な事務処理を 行うとともに費目のチェ ック体制を強化した

	部課等名	リスク	不備の内容	再発防止策
30	都市整備部 都市計画課	調定手続きにおける不適切事務	行政財産使用の使用中止に伴う事務処理において、相手方に使用廃止の届出をさせずに使用廃止の事務処理を行ったもの また、使用廃止に伴う使用料調定額の更正を行わず調定の削除を行う誤った事務処理を行ったもの	関係規則等に基づき、適切な事務処理を行う。
31	経済観光部 観光課	請求書等添付書類の不備	補償補填及び賠償金の支出において、相手方からの債権債務を確定させる文書を交わさずに支出したものの	支払時に債権債務を確定させる文書が添付されているか確認を行うなど、チェック体制を強化した。
32	都市整備部 道路河川管理課	過誤払い	会計年度任用職員への特殊勤務回数を誤っていたため、手当を過大支給及び過少支給したものの また、欠勤時間を誤っていたため、報酬を過少支給していたもの	複数職員によるチェック体制を強化した
33	鎮西市民センター 産業・教育課	支払遅延	会計年度任用職員の在勤地内等旅行旅費の報告書の提出が遅れたことにより支払遅延したものの	学校に協力を依頼し、在勤地内等旅行の有無について照会を行い、再発防止に取り組む。
34	教育委員会 教育総務課	支払遅延	職員の出張旅費について、支払いを失念していたもの	歳出チェックリストを作成し確認するなど、チェック体制を強化した。
35	教育委員会 学校支援課	支払遅延	会計年度任用職員の在勤地内等旅行旅費について、支払うべき期日より遅れて支払ったもの	毎月の支払い状況確認のため、リスト等を作成し、課内で情報共有することで、再発防止に取り組む。
36	都市整備部 道路河川管理課	占用手続きにおける不適切事務	占有物件の継続において更新手続きが行われない者に対し、催告していなかったもの	電話催促等を実施し、申請手続きの必要性を理解してもらう。
37	ポートルース 企業局 総務管理課	システム入力誤り	会計システムへの入力時に使用する軽減税率の適用を誤ったもの	担当職員、関係職員によるチェック体制を強化した。

以上が不備の内容と再発防止策（是正）に関する事項です。

今回発生した不備について、次の点を課題として捉えています。

- ・手続きにおける関係法令の認識不足



- ・チェック及びチェック体制が不十分
- ・業務の進捗管理が不十分

これらの課題を解消するために、庁内で情報共有を行い、内部統制についての意識と認識が深まるよう周知徹底を図るとともに、継続的な指導等により今後の内部統制の精度向上に努めていきます。

令和4年8月25日

唐津市長 峰 達 郎